



環 評 審 第 50 号
平 成 31 年 2 月 22 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕 殿

沖 縄 県 環 境 影 響 評 価 審 査 会
会 長 宮 城 邦 治



宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

平成 30 年 10 月 15 日付け沖縄県諮問環第 10 号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。

宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 ミヤコマドボタルの生息状況調査について

ミヤコマドボタルの生息状況調査については、事後調査を継続して行う必要がないとしているが、平成 29 年度に実施した事後調査では 11 個体のみの確認であり、環境影響評価時の確認個体数 108 個体と比較して、大幅に減少していることから、その原因を考察させ、事業の実施によるミヤコマドボタルへの影響について検討させる必要がある。

については、ミヤコマドボタルの発生活長や生息場所等の生態を考慮した適切な時期及び地点にて生息状況調査を継続させるとともに、確認数が減少した原因及び事業の実施による生息環境への影響を検討させること。

さらに、ミヤコマドボタルの生息環境について、餌動物の生息状況を踏まえるなど、生息環境が維持されているか検討させること。

2 法面の緑化について

- (1) 事業地南側の法面の緑化については、「宮古島市ごみ処理施設整備に係る環境影響評価書」において、「つる性植物」による緑化を実施するとしていたことから、法面工事完了後に「つる性植物」による緑化を試験的に行ったものの、強風などにより定着するに至らなかったとしている。

緑化は、周辺景観との連続性の確保、動物の生息環境の回復、外来植物種の侵入の抑制など、景観や生態系の保全に必要な措置であることから、蔓性の植物を活用させるなど、法面の緑化計画を再検討させること。

なお、緑化の実施に際しては、苗木や種子については宮古島や伊良部島等の地域産の在来種を活用させること。

- (2) 法面工事完了後に試験的に実施したとする「つる性植物」の緑化については、緑化手法や緑化に用いた植物、植栽後の経過等の詳細について、次回の事後調査報告書に記載させること。

3 リサイクルセンター外構工事に伴う緑化計画について

リサイクルセンター整備に係る外構工事で新たな緑化計画を作成することとしていることから、緑化で活用する苗木や種子については宮古島産の在来種を活用した計画とさせること。

また、本事業では、構内の緑化に外来種であるセイロンマンリョウが植栽された経緯があるため、緑化の状況等を把握する必要があることから、新たな緑化計画や植栽状況を事後調査報告書に記載させること。